

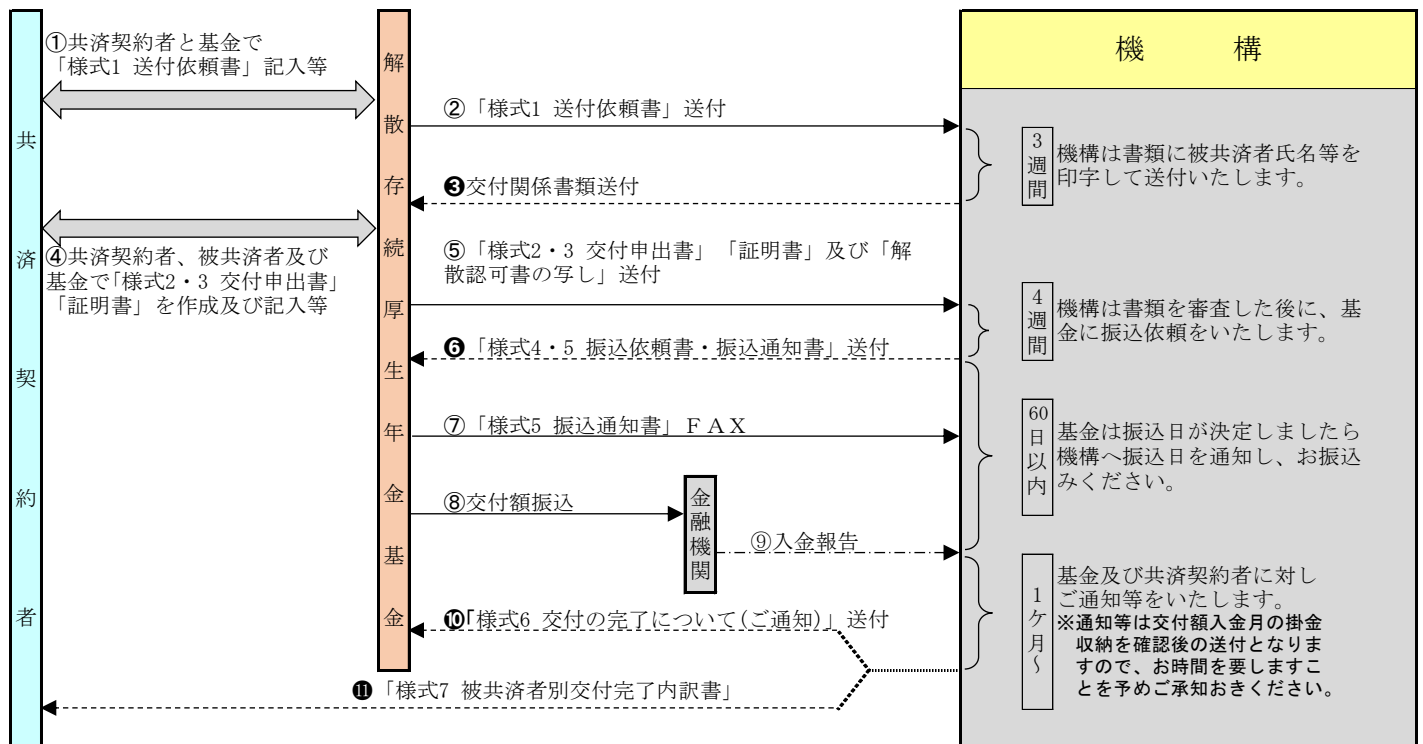
解散存続厚生年金基金から中退共制度への交付(資産移換)措置の申出手続きについて(概要)

存続厚生年金基金解散以後に被共済者の持分額が確定したことにより中退共制度(以下「機構」といいます)への交付(資産移換)措置を希望する場合は、解散存続厚生年金基金(以下「基金」といいます)へ連絡をしてください。なお、その後の申出等の手続きについては、全て基金を通じて行われます。詳細は、交付措置要領をご覧ください。

- ① 基金は、「基金交付様式(以下「様式」という) 1 送付依頼書」を中退共ホームページからダウンロードし、共済契約者とともに記入。
- ② 基金は、作成した「様式1」を機構へ送付。
- ③ 機構は、基金へ「交付にかかる関係書類」を送付。
 - ・書類送付のご案内
 - ・「様式2 基金から機構への交付措置申出書」
 - ・「様式3 基金から機構への被共済者別交付措置申出書」
 - ・「交付措置要領」(基金用と共済契約者用)
- ④ 基金は「交付の申出に係る証明書」を作成し、共済契約者及び被共済者とともに「様式2」、「様式3」及び「交付の申出に係る証明書」に記入。
- ⑤ 基金は④の「様式2」、「様式3」、「交付の申出に係る証明書」及び「解散認可書の写し(1基金1部)」を機構へ送付。
- ⑥ 機構は、基金へ「様式4 交付予定額振込依頼書・様式5 交付予定額振込通知書」を送付。
- ⑦ 基金は、機構へ「様式5」により交付予定額の振込日をFAXで通知。(振込日の3営業日前までに送付)
- ⑧ 基金は、振込日に機構指定の金融機関に交付額を振込。
- ⑨ 金融機関から機構へ交付額の入金報告。
- ⑩ 機構は、基金へ「様式6 交付措置の完了について(ご通知)」を送付。
- ⑪ 機構は、共済契約者へ「様式7 被共済者別交付完了内訳書」を送付。

※交付の申出をする従業員が中退共制度に未加入の場合は、速やかに加入の申出をしてください。加入の手続き完了までは4週間程度要しますが、繁忙期や申出書等の記入漏等の不備がある場合は、手続終了までの期間が長くなる場合がありますのでご承知おきください。

●手続きの概略(「交付」は「交付(資産移換)措置」の略)



※ 上図のスケジュールにより手続きがされていきますが、交付申出が集中した場合や申出書等に記入漏等の不備がある場合は、手続終了までの期間が長くなる場合がありますのでご承知おきください。

●交付措置申出日と退職日

被共済者の退職が交付措置申出日より前である場合は、交付(資産移換)措置の申出をすることはできません。

●交付措置申出日以後に退職した場合の退職金支払いについて

交付措置申出日以後に退職した被共済者の退職金支払いは、交付措置完了後の支払いとなります。